

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抄

## 第二章 総務省関係

(公害紛争処理法の一部改正)

第三条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「都道府県知事は、毎年」を「毎年又は一年を超え三年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日